

I. 憲法における「平等」とは

憲法 14 条

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

1. 趣旨

法（政府）による差別の禁止

2. 歴史

アメリカ：人種差別に照準（「法の下での平等」は奴隷制度の廃止に伴うもの）

日本：性別の問題が根深い

3. 差別問題の難しさ

区別と差別

格差と差別（意図と結果）

救済措置の適切性

II. 日本国憲法と男女の平等

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

1. 歴史的経緯（明治憲法下の「家」制度との対比）
2. 先進性：ベアテ・シロタ・ゴードンと男女平等規定

III. 女性の社会進出と法の下での平等

憲法と社会通念・社会実態

—ディスカッション—

男女で異なる扱いはいかなる場合も差別か？

女性枠（数量割当）は男女平等のために必要か、男性への「逆差別」か？

IV. 結婚と男女・親子

1. 嫡出子差別

父母の婚姻の有無で子どもの扱いに差を設けるのは差別か？

国籍法（2008年違憲判決）

相続差別（2013年違憲判決）

2. 再婚禁止期間

V. まとめ